

■チガサキレンタル(株) レンタル物件 サポート制度

レンタル物件サポート制度とは...

お客様との間にレンタル契約が締結され、レンタル物件サポート特約を締結いただきますと、お客様において、レンタル中の当社レンタル物件につき破損事故や盗難事故にあわれても修理費用はもちろん、盗難の場合の価格相当額の支払いなど、お客様のご負担金額を、所定の一部分担金だけに軽減することができる特約制度です。

■レンタル物件サポート制度

区分	対象機械	お客様分担額			この制度の対象となる事故(損害)
		サポート料 (1日当り)	1事故分担金 (自損)	1事故分担金 (全損・盗難)	
対象となる全てのレンタル機械(下記)	●掘削・整地・運搬機械				1)火災、2)水災、3)落雷、4)破裂・爆発 5)盗難(警察の証明書が必要)、 6)突発的に生じた破損・曲損、 7)運送中の車両の衝突、 8)脱線、9)転覆、10)墜落、 11)取扱い上の不注意(故意を除く) 12)いたずら、13)雨・淡水濡等 《ご注意》 水没事故や盗難事故が多発しております。お客様の管理状況によっては、レンタル物件サポート制度の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
	・油圧ショベル(0.02m ³ ~0.7m ³)	300~800円	100~150千円	300~700千円	
	・超小旋回(0.05m ³ ~0.4m ³)	400~700円	100~120千円	300~600千円	
	・クレーン仕様機	600~800円	100~150千円	350~700千円	
	・特殊掘削機(テレスコ、クラムなど)	600~700円	100~150千円	450~600千円	
	・アタッチメント各種	50~400円	20~100千円	70~300千円	
	・ブルドーザー各種	500~700円	100~200千円	400~500千円	
	・クローラーダンプ各種	100~600円	50~150千円	70~400千円	
	●荷役・揚重機械				
	・クローラークレーン(4.9tクラス)	700円	150千円	600千円	
●発電機・溶接機・その他小型機械					
	・発電機 各種	50~500円	20~100千円	30~300千円	
	・溶接機 180A~300A	50~100円	30~50千円	50~150千円	
	・投光機 4灯式など	10~600円	1~100千円	5~300千円	
区分	対象車両	お客様分担額			
		サポート料 (1日当り)	1事故分担金 (自損)	1事故分担金 (全損・盗難)	
(登録No付) レンタル自動車	・散水車、投光車	500~700円	150千円	400~600千円	(例)大雨の中、機械を放置したままにし、水没させてしまった。 ⇒サポート制度対象外
	・高所作業車	700円	150千円	1,000千円	
	・ローラー類	200~800円	50~150千円	70~800千円	
	・タイヤショベル類	400~600円	10~150千円	300~500千円	
	・平トラック 1t積載	500円	100千円	300千円	

* レンタル物件のサポート制度概要にある「1事故の分担金額」及び「サポート料」は機種によって異なる場合がありますので、料金の詳細は各営業所の担当者に料金をご確認の上、お申込みください。(上記サポート料には消費税は含まれておりません。)

* ダブルレンタル機のサポート内容については、貸主の制度を採用する場合があります。

* 盗難のなかで部品の盗難については損害額75万円以上に対して一律20%の分担金をご請求申し上げます。(上限60万円)

* 1年間の内に複数回の事故があった場合は、2回目以降について2倍の分担金をご請求申し上げます。

■この制度の対象とならない事故(損害)について

レンタル物件のレンタル中における下記の事由による破損事故や盗難事故による損害は対象となりません。

- | | |
|---|--|
| 1) 使用者等の故意・重過失による損害 | 11) 期間を無断で延長して使用された場合の破損・盗難等の損害 |
| 2) 戦争、変乱、暴動、騒ぎょうによる損害 | 12) 偶然的事故によらない電氣的又は機械的の事故による損害 |
| 3) 地震、噴火による損害 | 13) 修理、整備作業における過失又は技術拙劣により生じた損害 |
| 4) 始業点検を怠った使用による損害 | 14) 運送中の単純破曲損(荷崩れ等) |
| 5) 作業で当然考えられる必要処置を取らずに引き起こされた汚損(吹きつけ作業による塗料、モルタル等の付着) | 15) 法令で認められない車両による公道走行中の事故による損害 |
| 6) 本来の使用方法を著しく逸脱した使用によって生じた事故の損害 | 16) 通常の使用結果として生じる消耗(クローラー、ベルト、チェーン、ドリル刃、バケットの爪等) |
| 7) 詐欺・横領、置き忘れ、紛失等に係わる損害 | 17) レンタル機械に新たな装置等が取付けられ、使用目的が大きく変更された機械の事故による損害 |
| 8) 警察への届出がない又は警察に受理されない盗難事故 | 18) 度重なる破損等を連絡なく放置して使用した場合 |
| 9) 酒酔い、無免許、無資格、麻薬の服用等使用者の不正行為による事故の損害 | 19) 潮風や海の波しぶき等の塩害による錆損害 |
| 10) レンタル機械の故障により生じた二次的損害 | |

■この制度の有効期間について

この制度は、レンタル物件がお客様に引き渡され、お客様が同物件を受領された日に始まり、レンタル契約書又は納品書に記載された満了日をもって終了します。

■この制度のお申し込みについて

お客様が機械(機材)のレンタル申し込みと同時に、同制度の内容を確認して申し込みをお願いします。

■万一、事故が起こったときのお手続きについて

レンタル物件に事故が発生したときは、その修理費用に関係なく、ただちに当社へご連絡をいただき、追って速やかに事故発生報告書および必要書類をご提出願います。

<万一事故が起こったら！>

- ① 負傷者の救護を最優先...事故によってケガをされた方がいたら救急車への連絡、応急処置、病院への搬送など。
- ② 工事現場や路上での続発事故防止...工事現場内等での物損事故が拡大しないよう応急処置をする。
交通事故が発生した場合、続発を防ぐため、車両を安全な場所へ移動する。
- ③ 警察への事故届けを...事故の場合は必ず警察へ届けてください。(人身事故の場合は、人身扱いの届けが必要です。)
道路上の交通事故は人身事故、物損事故とも警察への届け出が義務づけられています。
- ④ ただちに、当社営業所または担当営業社員まで連絡を...事故の大小に限らず事故の内容について所定の事故報告書にてご連絡ください。
1) 事故発生日時 2) 事故発生場所 3) 運転者・会社名・連絡先(住所、電話番号)・事故車の登録番号・損害の内容・損害程度 4) 事故の状況
5) 相手の氏名・連絡先(住所、電話番号)・会社名
◆ 人身事故: ケガの内容・病院名・電話番号 ◆ 物損事故: 損害物の名称・登録番号・損害内容・修理業者など

※当条件は都合上、予告なく変更する場合がございます。